②　尾張発着遠州周遊プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①に定める区間内のインターチェンジから⑷③に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷③に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①に定める区間内のインターチェンジから⑷③に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を６回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

③　尾張発着ふじのくにしずおかワイド周遊プラン

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷①に定める区間内のインターチェンジから⑷②及び③に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②及び③に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①に定める区間内のインターチェンジから⑷②及び③に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を６回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

④　駿河富士発着尾張周遊プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷②に定める区間内のインターチェンジから⑷①に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷①に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷②に定める区間内のインターチェンジから⑷①に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を６回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

⑤　遠州発着尾張周遊プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷③に定める区間内のインターチェンジから⑷①に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷①に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷③に定める区間内のインターチェンジから⑷①に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を６回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

⑥　三河周遊プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷④に定める区間内のインターチェンジを通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を６回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

⑵　割引を適用した後の料金の額

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

| | 軽自動車等 | 普通車 |
|---|---|---|
| 尾張発着駿河富士周遊プラン | 6,700円 | 8,400円 |
| 尾張発着遠州周遊プラン | 4,400円 | 5,500円 |
| 尾張発着ふじのくにしずおかワイド周遊プラン | 7,500円 | 9,300円 |
| 駿河富士発着尾張周遊プラン | 6,700円 | 8,400円 |
| 遠州発着尾張周遊プラン | 4,400円 | 5,500円 |
| 三河周遊プラン | 2,700円 | 3,400円 |

⑶　実施する期間

第二東海自動車道横浜名古屋線の浜松いなさジャンクションから豊田東ジャンクションまでの区間の供用開始の日から平成28年８月31日まで。ただし、平成28年４月４日から平成28年４月８日まで、平成28年４月11日から平成28年４月15日まで、平成28年４月28日から平成28年５月８日まで、平成28年５月30日から平成28年６月３日まで、平成28年６月６日から平成28年６月10日まで及び平成28年８月10日から平成28年８月16日までの間を除く。

⑷　適用区間

①　尾張エリア

中央自動車道西宮線の小牧東インターチェンジから一宮インターチェンジまでの区間、第一東海自動車道の音羽蒲郡インターチェンジから小牧インターチェンジまでの区間、第二東海自動車道横浜名古屋線の岡崎東インターチェンジから東海インターチェンジまでの区間、近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋南ジャンクションから名古屋西ジャンクションまでの区間及び上社ジャンクションから名古屋インターチェンジまでの区間並びに一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田東ジャンクションから豊田松平インターチェンジまでの区間。

②　駿河富士エリア

第一東海自動車道の御殿場インターチェンジから相良牧之原インターチェンジまでの区間並びに第二東海自動車道横浜名古屋線の御殿場ジャンクションから島田金谷インターチェンジまでの区間及び新清水ジャンクションから清水ジャンクションまでの区間。

③　遠州エリア

第一東海自動車道の菊川インターチェンジから豊川インターチェンジまでの区間並びに第二東海自動車道横浜名古屋線の森掛川インターチェンジから新城インターチェンジまでの区間及び浜松いなさジャンクションから三ヶ日ジャンクションまでの区間。

④　三河エリア

第一東海自動車道の三ヶ日インターチェンジから豊田インターチェンジまでの区間並びに第二東海自動車道横浜名古屋線の浜松浜北インターチェンジから豊田南インターチェンジまでの区間及び浜松いなさジャンクションから三ヶ日ジャンクションまでの区間並びに一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田東ジャンクションから豊田松平インターチェンジまでの区間。

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

企画割引「宿泊セット企画割引2016上半期」

⑴　割引をする自動車

①　東京発着伊豆プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。なお、予め中日本高速道路株式会社と割引の適用に関する契約を締結した利用者が、当該契約に従って利用する場合に限る。以下同じ。）並びに⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

②　東京発着舘山寺・浜名湖プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。